

山形県暴力団排除条例



平成 23 年

8月1日
施行



暴力団はダメダメ!



事業者が、暴力団に資金提供や商取引することは、条例違反となります。

山形県

山形県警察



山形県暴力追放運動推進センター

相談受付・フリーダイヤル

☎0120-89-3040

【暴力追放ダイヤル】 ☎023-622-4525

詳しくはホームページをご覧ください。

山形県警察

検索

山形県暴力団排除条例の図解

社会全体で暴力団を排除しましょう!!

県の基本的施策

県は、県の事務又は事業が暴力団の利益にならないよう、暴力団員等を入札に参加させない等の措置をとります。



警察は、暴力団排除のための活動に取り組んだこと等により、暴力団から危害を加えられるおそれがある方を保護します。



県は、県民・事業者が暴力団排除活動に取り組むことができるよう、情報の提供、その他の必要な支援を行います。



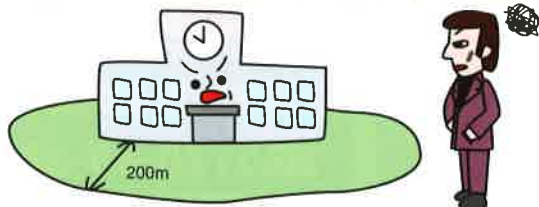
県は、暴力団排除の重要性について県民・事業者の理解を深めるため、広報・啓発活動を行います。



青少年の健全な育成を図るための措置

学校、図書館、児童福祉施設等の周囲 200メートルの区域内における暴力団事務所の開設及び運営を禁止します。

違反した場合は
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金



県や青少年の育成に携わる方は、青少年が暴力団に加入したり、暴力団から被害を受けたりしないよう、指導、助言等を行います。



暴力団員等に対する金品等の供与の禁止等

事業者が、暴力団の威力を利用する目的で暴力団員等に金品等を提供することが禁止されます。

違反行為は勧告・公表の対象



事業者が、暴力団の活動又は運営に協力する目的で暴力団員等に金品等を提供することが禁止されます。

違反行為は勧告・公表の対象



事業者が、暴力団の活動又は運営に協力することとなることを知りながら、暴力団員等と取引等を行うことが禁止されます。



事業者は、書面による契約を結ぶときに、その取引が暴力団の活動又は運営に協力することとなる疑いがある場合は、相手方が暴力団員等でないことを確認しなければなりません。



暴力団事務所に関する措置(不動産業、建設業)

不動産所有者・不動産業者、建設業者が、暴力団事務所となることを知って、不動産の譲渡・貸付、建設・増改築の契約をすることが禁止されます。

違反行為は勧告・公表の対象



不動産の譲渡・貸付、建設工事の請負をしようとするときは、契約を結ぶ前に、相手方に対し、暴力団事務所とするものではないことを確認しなければなりません。



山形県暴力団排除条例の骨子

1] 総則

目的	暴力団による県民活動への不当な影響の排除のために講ずべき措置等を定め、暴力団の排除を推進し、県民の安全で平穏な生活の確保及び社会経済活動の健全な発展に寄与
基本理念	暴力団が県民・社会経済活動を著しく脅していることをすべての県民等が認識し暴力団を利する行為をしない
県の責務	暴力団排除に関する施策を総合的に策定及び実施、市町村・県民等との連携・協力
県民等の役割	相互に連携協力した暴力団排除活動の取組み、県の暴力団排除に関する施策への協力

2] 基本的施策

県の事務・事業における措置	県が実施する事務・事業から排除するための必要な措置
警察による保護措置	暴力団から危害を受けるおそれのある者に対する保護措置
県の県民等に対する支援	情報の提供等の支援
県の広報・啓発	暴力団排除が推進される広報・啓発活動

3] 青少年の健全な育成を図るための措置

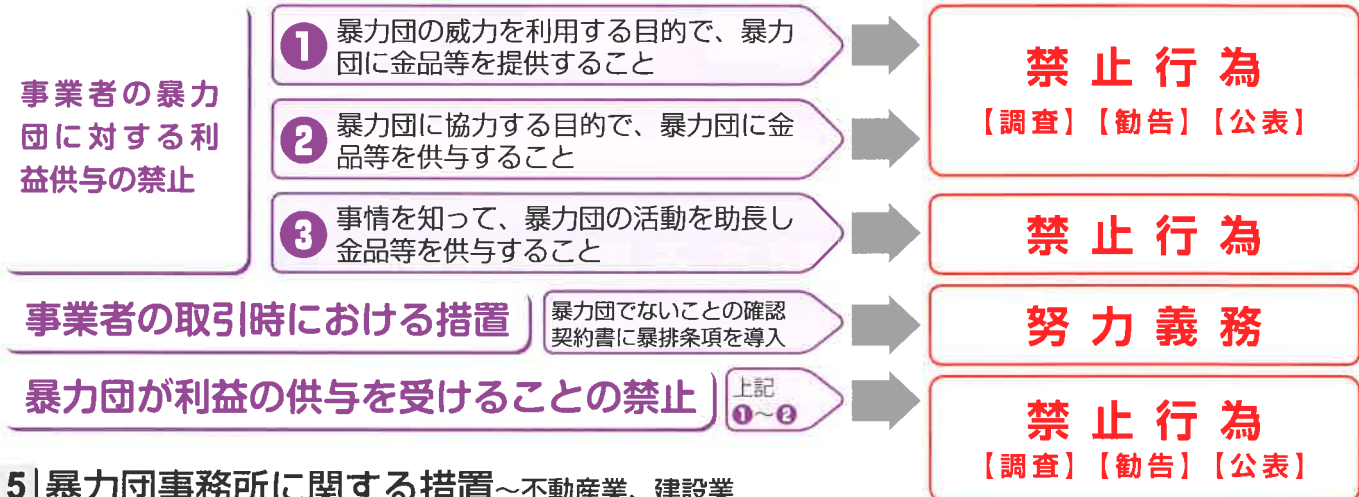
暴力団事務所の開設・運営の禁止

学校、図書館、児童福祉施設等の
周囲 200m の区域内

罰則

青少年に対する指導等 暴力団に加入しない、暴力団から被害を受けないような指導、助言等

4] 不当な利益の供与の禁止等



5] 暴力団事務所に関する措置～不動産業、建設業

- 県内の不動産の譲渡等を行う者、建設工事の請負をしようとする者は、契約締結前に相手方に対し利用目的を確認
- 暴力団事務所と判明した場合、催告なしに不動産の契約の解除又は買戻しができる旨の契約書を整備

暴力団事務所の用に供されることを知って不動産の譲渡等の契約(契約の代理又は媒介も含む)を行うこと

暴力団事務所の用に供されることを知って、建設工事(増改築・改修を含む)の契約を行うこと

